

津市低入札価格調査マニュアル

1 目的

津市低入札価格調査マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、工事の品質確保及び不良・不適格業者の排除等に資するため、津市低入札価格調査試行要領（以下「要領」という。）第7条第1項の調査を実施する際の調査方法及び内容等を定めたものである。

2 適用対象

要領第2条の対象工事のうち、要領第3条の調査基準価格を下回った入札者に対して適用する。

なお、要領第4条に定める失格基準価格を下回った者については当該調査を実施せず、失格とする。

当該調査は、上記の有効な入札を行った入札者のうち、最低価格入札者（※1）を対象に行う。

また、当該対象者が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合には、次順位者（※2）に対して調査を行う。

（※1）価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者

（※2）調査基準価格を下回る入札を行った者が複数あって、最低価格入札者を落札者としない場合において、調査基準価格を下回る入札を行った他の者のうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利な者。次順位者を落札者としないときは、以後この例による。

3 調査方法

(1) 本マニュアルに基づく調査（以下「本調査」という。）は、入札の執行後、速やかに調査対象者から提出された調査資料の分析、事情聴取、関係機関等への照会等の調査を完了させるものとする。

(2) 本調査は、下記の手順で実施するものとする。

ア 入札執行者は、開札中に調査基準価格を下回る入札があることを確認したときは、落札決定を保留し、低入札価格調査対象である旨を宣言して入札を終了する。

また、調査対象者に対しては、以下の調査資料を3部作成し、原則として入札が執行された日から3日以内に調達契約課に提出するよう求められる。

- (ア) 当該価格で入札した理由(様式1)
- (イ) 下請業者計画書(様式2)及び施工体系図(任意様式)
- (ウ) 建設副産物の処分計画(様式3)
- (エ) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況(様式4)
- (オ) 契約対象工事に関する手持ち工事の状況(様式5)
- (カ) 契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫等との関連(様式6)
- (キ) 手持ち資材の状況(様式7)
- (ク) 資材購入先との関係(様式8)
- (ケ) 手持ち機械数の状況(様式9)
- (コ) 労務者の確保計画(様式10)
- (サ) 労務者の配置計画(様式11)
- (シ) 過去に施工した公共工事名及び発注者の状況(様式12)
- (ス) 補足説明資料(様式13)
- (セ) 適用事項(様式14)
- (ソ) 誓約書(様式15)
- (タ) その他必要書類(※3)

(※3) 必要に応じて別途求める。

イ 工事担当課長及び調達契約課長は、調査資料の受領後、本マニュアル「4 調査内容」に基づき事情聴取を実施する。なお、工事担当課長及び調達契約課長による事情聴取が困難な場合は、他に協力を求めることができる。
事情聴取は原則として調査対象者の責任者(代表者又は代表者から委任を受けた者)から行う。

ウ 次順位者の調査が必要となった場合は、本マニュアル「3 調査方法」と同様の手続きを行う。

(3) 本調査の実施結果について、津市建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱(平成18年津市訓第3号)第1条に規定する津市建設工事等入札参加資格審査委員会の審査に付する。

4 調査内容

本調査においては、要領第7条における調査内容のうち、特に次の内容について重点的に調査を行い、判定の基礎資料を作成するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由

「当該価格で入札した理由(様式1)」により当該入札価格で対象工事が安全で良質な施工が可能かを確認する。当該価格で入札した理由を、労務費、

手持ち工事の状況、当該工事場所と事務所・倉庫等との関連、手持ち資材の状況、手持ち機械数の状況、下請業者等の協力等の面から調査する。

(2) 入札金額の積算内訳

入札金額の積算内訳について以下の調査を行う。

ア 仕様、設計図書及び数量

- (ア) 仕様書に対応する積算内訳となっているか。
- (イ) 設計図書での要求事項を理解して見積を行っているか。
- (ウ) 指定の数量によって積算されているか。
(数量の指定のない場合は、数量は妥当か。)
- (エ) 指定の工法によって施工しているか。
(任意工法の場合は、その工法に安全性等の点で問題はないか。)
- (オ) 総合評価落札方式で、工法等の提案をしている場合、それが見積もりに適正に反映されているか。

イ 資材単価、機器単価、労務単価又は市場単価

資材単価、機器単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比べて著しく低いと認められる場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。

ウ 下請業者との関係

一次下請予定業者との関係を確認する。

下請業者を予定している場合には、「下請業者計画書（様式2）」、施工体系図の内容確認を行う。また必要であれば、その下請業者からの見積書等の提出を求め、下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか確認する。

以下の場合には、その理由を記載した書類等の提出を求め、これに基づき詳細な調査を行うとともに、必要に応じて下請業者のヒアリングを実施する。

- (ア) 下請業者の見積金額が入札金額の積算内訳に適切に反映されていない場合
- (イ) 下請業者の見積書等の工事内容（規格、工法及び数量等）が明確でない場合
- (ウ) 下請業者の資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比べて著しく低いと認められる場合

エ 安全対策

安全管理費等の共通仮設費の計上は不適当ではないか確認する。（特に、指定仮設についての調査は入念に行う。）

オ 現場管理費

現場管理費の計上は不適当ではないか確認する。

技術者の従業員手当等が適切に計上されているか確認する。

カ 一般管理費等

一般管理費等について、発注者の価格に比し著しく低いと認められる場合は、当該価格の設定について確認する。

キ 建設副産物の処分計画

「建設副産物の処分計画（様式3）」について、以下の調査を行う。また必要であれば、見積書等の提出を求め、処分に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか確認する。

- (ア) 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が発注仕様書等に合致しているかを確認する。
- (イ) 適正な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認する。
- (ウ) 適正な処分価格であるかを確認する。（スクラップ処分を含む。）

(3) 手持ち工事の状況

手持ち工事の状況について、以下の調査を行う。

「契約対象工事付近における手持ち工事の状況（様式4）」及び「契約対象工事に関する手持ち工事の状況（様式5）」の状況から間接費の節減が可能かどうか確認する。（具体的には、営繕損料、現場管理費等の節減が可能かどうか確認する。）

(4) 契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫等との関連

「契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫等との関連（様式6）」の内容について以下の調査を行う。

- ア 監督業務及び資機材運搬・監理等において、地理条件等を鑑み、経費等の節減が可能かどうか。
- イ 緊急時の対応等、安全管理に優位性があるか。

(5) 手持ち資材の状況

「手持ち資材の状況（様式7）」において、手持ち資材を当該工事で活用するとしている場合は、具体的な数量、活用方法等及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格との関連性について確認する。

【具体例】

- ア 仮設鋼矢板及び支持材、足場材、その他二次製品の活用をする。
- イ コンクリート用型枠等を活用する。
- ウ 安全管理資材を保有している。
- エ 契約対象工事に関する手持ち資材を活用する。

(6) 資材購入先との関係

「資材購入先との関係（様式8）」において、当該工事で使用する資材につ

いて、低価格での調達が可能としている場合、実際にその価格で購入できるのかを、その根拠を資材販売店等の作成した見積書等により確認する。

【具体例】

- ア 手形取引でなく現金決済による値引きが可能である。
- イ 系列会社あるいは協力会社からの取引がある。
- ウ 永年にわたり取引がある。

(7) 手持ち機械数の状況

「手持ち機械数の状況（様式9）において、当該工事において手持ちの建設機械等を使用するとしている場合は、所属等を証する資料等で確認する。

【具体例】

- ア 手持ちの建設重機械等の活用が可能であり、損料計上が優位にある。
- イ 資産償却が終わっており、損料が不要となる。
- ウ 系列会社からの取引、又は永年にわたり取引がある。

(8) 労務者の具体的供給見通し

「労務者の確保計画（様式10）」及び「労務者の配置計画（様式11）」の内容について、労務者の確保計画及び配置計画によって適切な施工が可能かどうか確認する。

(9) 過去に施工した公共工事名及び発注者の状況

「過去に施工した公共工事名及び発注者の状況（様式12）」の内容について、以下の調査を行う。

低入札受注工事があれば報告させ、工事成績評定点を調査し、必要であれば、更に追加資料を求め調査を行う。

また、特に留意すべき工事があった場合は、過去の工事の施工体制台帳や請負代金内訳書等の提出を求め、内容について確認を行う。

(10) その他の必要事項

必要に応じて以下の確認を行う。

ア 経営状況の確認

取引金融機関、保証会社等へ照会を行う。

イ 信用状態の確認

建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況の調査を行う。

5 失格基準

契約の内容に適合した履行がされないと認められる場合には落札者としない。

(1) 設計仕様等に適合しない場合

【具体例】

- ア 設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足しない場合
- イ 材料、製品について、設計仕様に適合した品質、規格を満足していない場合
- ウ 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が不適切な場合

(2) 積算内訳書算出根拠が適正でない場合

【具体例】

- ア 算出根拠が明確でない場合
- イ 金額が一括計上されている場合
- ウ 下請金額を下回る積算額が計上されている場合
- エ 下請見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合
- オ 資材購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合
- カ 手持ち資材の確認ができない場合
- キ 自社機械の所属等が確認できない場合
- ク 自社従業員の雇用関係が確認できない場合
- ケ 人件費、保険料等の必要な経費が計上されていない場合
- コ 取引予定業者からの聞き取りにより、積算内訳書に記載された価格が不适当に低額に設定されたことが明白である場合
- サ 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合

(3) その他、適正な工事の履行がされないと認められる場合

なお、要領第9条第3項に基づき、最低価格入札者を落札者としないことを決定した時は、落札者としない理由を付して通知する。（様式16）

付記 この調査マニュアルは、平成25年5月10日から施行する。